

きれいにするっちゃ山陽小野田実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、人の生活と密接な関係にある公園、道路、河川等の公共施設（以下「公園等」という。）の美化、保全等のためのボランティア活動（以下「活動」という。）を支援する制度を設置し、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が一体となった地域活動を推進することを目的とする。

（申込み）

第2条 活動を行おうとする個人又は団体（以下「実践者」という。）は、自ら公園等の管理区域を定め、申込書（様式第1号）に参加者名簿及び管理区域図を添えて市長に提出するものとする。

（合意書の交換）

第3条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、実践者と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした実践者（以下「実施者」という。）は、毎年度、次の書類を市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、活動を行った日の属する年度の末日までに提出すればよいものとする。

(1) ボランティア保険の加入に必要な書類

(2) 活動実績報告書（様式第3号）

（代表者の変更）

第4条 実施者の代表者を変更した場合は、速やかに団体代表者変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実施者の役割）

第5条 実施者の活動内容は、次に掲げるものとする。

(1) 管理区域内の空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集

(2) 管理区域内の除草又は緑化

(3) 前2号に掲げるもののほか公園等の美化、保全等のために必要な活動

（市の役割）

第6条 市は、実施者の活動に対し次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 活動に必要な物品、用具等の支給又は貸与
- (2) 収集されたごみの処理
- (3) 活動に参加する者を補償対象としたボランティア保険の加入
(活動の中止)

第7条 実施者は、活動を中止するとき又は合意を解消しようとするときは、活動辞退届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。